

[教室型]平成26年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
塾代助成事業について	-	本事業はどのような目的で始まったのですか。	本事業は、家庭の経済状況がこどもの学習環境に影響を与えることなく成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、平成25年12月より大阪市が実施しているものです。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」を、月謝とは別に分割で徴求している入会時の諸経費に利用することはできますか。	はい、利用できます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	漢字検定などの試験を、参画事業者の教室で実施した場合、「塾代助成カード」は利用できますか。	漢字検定などの外部の試験にはご利用いただけません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」は、文化教室の発表会等の費用に利用することはできますか。	参画事業者が主催する発表会等の費用には利用できます。参画事業者以外の外部団体が開催する発表会等の費用には利用できません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	入会金に利用できると記載されていますが、3月から通塾する場合、1月分の利用額で入会金を支払っていただくことは可能ですか。	1月に入会手続きをされるのであれば、ご利用いただけます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」を1万円の入会金に利用した場合、その月の月謝には利用できなくなります。入会金を2ヶ月に分割して利用していただくことは可能ですか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っている場合は可能です。なお、4月に入会して5月から通塾するような場合、4月の利用分を入会金に利用し、5月以降授業料として利用することは可能です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教材費を「塾代助成カード」の対象といたしません。対象から外してもよいですか。	原則として対象から外すことはできません。利用者から教材費での利用依頼があった場合はご対応ください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教材は分割で払っていただいてもよいですか。	「塾代助成カード」を利用されない生徒さんと同じ取扱いであれば、分割払いをしていただいても結構です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.05	7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ2ヶ月間で2万円利用できるとありますが、他の月と同様、1ヶ月1万円という利用もできますか。	1ヶ月1万円でもご利用いただけます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.05	11月分の利用額を、12月分の授業料等に繰り越して利用することはできますか。	できません。11月分の利用額は、11月の授業料等のみご利用いただけます。繰り越しや遡及利用はできません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.05	「塾代助成カード」に設定されている利用残高は、12万円(1万円×12ヶ月)ですか。	月ごとに利用額が設定されています。毎月、サービス提供月の前月16日に1万円の利用額が設定され、サービス提供月の翌月15日に残高が消滅します(7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ6月16日、11月16日に2万円の利用額が設定)。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.02	利用者がカードを紛失した場合、再発行にどれぐらいの期間がかかりますか。	カードの再発行には、約1週間かかります。再発行手続き中に利用期間を過ぎてしまった場合は、現金でお支払いいただくこととなります。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.03	利用者パスワードが変更されることについて、利用者は知っていますか。	利用者に配付している「ご利用の手引き」等に記載しています。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	「塾代助成カード」は、一年に一度発行されるのですか。	「塾代助成カード」は初回(交付決定時)のみ発行し、以降は同じカードを使っていただきます。

[教室型]平成26年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の 方)	-	利用者が利用者パスワードを紛失した場合、どうすればよいですか。	利用者パスワードは、事業者にお教えすることはできませんので、利用者から運営事務局にご連絡いただくようお願いください。
登録申請について (参画登録を希望される学習塾 等の方)	-	参画事業者の個人情報保護についてどのような対策をしていますか。	参画事業者登録申請書や補足書類に記載いただいている内容について、了承を得ている範囲で利用者へ公開いたします。その他の情報については運営事務局にて厳重に管理しております。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	利用者が「塾代助成カード」の利用資格を喪失した場合、運営事務局から参画事業者に連絡はありますか。 また、利用資格を喪失したカードを利用しようとした場合、パソコンの画面にエラーなどが表示されますか。	参画事業者への個別のご連絡は行いません。 パソコンを利用して「塾代助成カード」の取り扱いをする場合は、「塾代助成カード」をICカードリーダーにかざした際、「利用できないカードである」旨が画面に表示されます。 パソコンを利用しない場合は参画事業者で判断することができませんが、代行依頼書を送信いただき、運営事務局にて利用できないカードであることが判明した時点で、参画事業者に連絡を行います。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.03	『利用者から「塾代助成カード」の提示を受ける際、(中略)プライバシーの保護に努めてください。』と記載がありますが、具体的にどのように受渡しをすればよいですか。	別室で受渡しを行っていただく、月謝袋に入れて他の生徒にわからないよう受渡しを行っていただく等、各教室でご対応をお願いします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	中学3年生が2月だけ利用したいと申し出がありました。 その場合の利用期間はいつからいつまでですか。	2月のサービス提供分の利用期間は1月16日から3月15日までです。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	参画事業者が1月から取扱いを開始する場合、12月以前から利用開始となっている利用者は、1月分のサービスとして「塾代助成カード」をいくらまで利用できますか。	2万円まで利用することができます。 ※7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ2ヶ月合わせて2万円まで利用することができます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05	パソコンを利用して「塾代助成カード」の取り扱いをする場合、毎月カードとパスワードの提示を受ける必要はありますか。	パソコンを利用する場合、カードを利用する際にカードが必要になりますので、支払いの際には必ずカードの提示を受けてください。利用者パスワードは、初回の利用受付の際と、利用者パスワードが変更された時のみ必要です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	「塾代助成カード」は、通塾の度に利用者を持参していただく必要はありますか。	通塾の度にお持ちいただく必要はありません。教室での処理のため、毎月1回利用者にお持ちいただくようご案内ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	利用者が複数の教室で使う場合を除いて、基本的に1万円の利用で受付を行えばよいですか。	「塾代助成カード」の利用額については、受付を行う際に、利用者または保護者にご確認ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	複数の教室で利用する利用者がいた場合、毎月請求額が変更になる可能性がありますか。 例)ある月はA教室で5千円、B教室で5千円。ある月はA教室で3千円、B教室で7千円など	「塾代助成カード」の利用額は、利用者のご希望に応じていただく必要がありますので、毎月変更される可能性があります。「塾代助成カード」の提示を受けた際に、利用者へ利用額を確認してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.11、P.31	「塾代助成カード」の利用受付を行った結果、カードの残高が0円になった場合でも、カードとパスワードは利用者に返却しなければならないのですか。	カードの残高に関わらず、「塾代助成カード」および「利用者パスワード」は毎回必ず返却してください。

[教室型]平成26年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.18、P.34	利用内容の取消しを行う際、利用者が塾代助成カードをお持ちいただけない場合はどうすればよいですか。	できるだけ持ってきていただくように対応いただき、それでも難しい場合は運営事務局へご相談ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.29	パソコンを利用しないで「塾代助成カード」の取扱いをする場合、毎月カードとパスワードの提示を受ける必要はありますか。	パソコンを利用しない場合、カードとパスワードは、毎月確認していただく必要がありますので、支払いの際には毎回カードとパスワードの提示を受けてください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	複数教室を登録しているのですが、「塾代助成カード」の受付を1つの教室でまとめて行ってもよいですか。	「塾代助成カード」の受付は、それぞれの教室で行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	利用者コードとは何ですか。	各利用者に割り当てられている6桁の数字です。 「塾代助成カード」の表面に記載されています。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	代行依頼申請書に記入する「セキュリティコード」は、どこに記載されていますか。	「塾代助成カード」の表面に記載されています。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	パソコンを利用する場合の推奨のブラウザが「Internet Explorer」と記載されていますが、他のブラウザでは利用できませんか。	「Internet Explorer」以外のブラウザでも利用できる場合がありますが、動作確認・動作保障はしておりません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	「Adobe Flash Player」はどこで手に入りますか。	Adobe Systems社のホームページから無料でダウンロードできます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ワイヤレスネットワークを使用していますが、パソコンを用いる手続きは選択できますか。	情報漏えいの恐れがありますので、無線ネットワークの使用はお控えください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ICカードリーダーが故障した場合、どうすればよいでしょうか。	運営事務局にご連絡をお願いします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ICカードリーダーは貸与されたもの以外は利用できませんか。	貸与したICカードリーダーで動作確認をしております。 他機種でも利用はできますが、貸与した機種を推奨しております。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	パスワード変更月以外は、パスワードの入力はしなくてもよいですか。	パソコンを利用する手続きの場合は、初回にパスワードを入力いただいた後は、パスワードが変更されるまで入力の必要はありません。パソコンを利用しない手続きの場合は、毎月パスワードの記入が必要となります。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「塾代助成カード」に6月16日に2万円分の利用額が設定される際、「サービスを提供した月」では、「7月中にサービスを提供」と「8月中または7月から8月にかけてサービスを提供」の両方が表示されますか。	はい、両方表示されます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	利用明細を入力する欄には、カード利用分のみ(1万円まで)の金額を入力するのですか。	授業料や入会金等の実際の金額を、1万円を超えるものも含めて全て入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で入力する「割引等」には何を入力すればよいですか。	兄弟割引等、各事業者で何らかの割引を行っている場合に、その金額を入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.30	代行依頼申請書は、説明会で配付されたものをコピーして使うのでしょうか。	説明会で配布した代行依頼申請書をコピーしてご利用ください。 紛失された場合は、運営事務局までお問い合わせください。

[教室型]平成26年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	パソコンを利用して事務処理を行おうと考えていますが、月によってパソコンを利用しないで事務処理を行うことはできますか。	パソコンを利用する場合でも、月によってパソコンを利用しないでご請求いただくことは可能です。ただし、パソコンを利用する場合に比べ大阪市からの支払い日が遅くなりますので、ご注意ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	中学生2人、小学生1人の3人兄弟の生徒がおり、3人でまとめて割引を行っています。この場合、どのように対応すればよいですか。	1人当たりの割引額を算出していただき、それぞれに割引額を適用してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	利用者からは利用額を差し引いた金額で月謝を徴収するのか、それとも大阪市から振り込まれた後に利用者へ利用額を返金するのか、どちらですか。	後日返金するという形ではなく、利用者からの支払いを受ける際に、利用額を差し引いた金額を徴収してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.07、P.16	パソコンを利用しないで「塾代助成カード」の取り扱いをする場合でも、ホームページで利用状況等を確認することはできますか。	利用者情報の確認やカードの利用には、その利用者の塾代助成カードとカードリーダーが必要です。請求履歴等の情報は、塾代助成カードやカードリーダーがなくても確認することができます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.10	「塾代助成カード」利用通知書に事業者名が出ますが、個人事業主の場合は個人の名前が出力され、利用者に混乱させる恐れがあると思います。削除する機能はありますか。	現在は、削除する機能はございません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.15	カード利用内容の履歴は、生徒が利用したすべての教室を見ることができますか。	ログインをしている教室の履歴のみ表示されます。他の教室での利用内容は表示されません。
その他	②教室型 P.01	参画登録を廃止した場合、ICカードリーダーはどうすればよいですか。	郵送にて運営事務局に返却していただきます。
その他	-	複数教室を登録している事業者の場合、説明会は毎回参加しないといけないのですか。	既に出席いただいている場合は、出席いただく必要はありませんが、手続き方法等について教室のご担当者に説明をお願いします。
その他	①共通編 P.02	参画事業者リストは、利用者に毎月送付されますか。	利用者へは、交付決定時にのみ参画事業者リストを送付します。その後は、参画事業者リストは毎月更新されますので、ホームページにて確認していただいています。利用者より運営事務局に請求いただければ、最新のリストを送付することもできます。
その他	-	確定申告の際、会計上はどのように処理すればよいですか。	事業者ごとに会計処理方法が異なりますので、各事業者でご検討ください。